

野生イノシシの感染確認検査における

血液サンプル提出に係る概要マニュアル

(1) はじめに

豚熱（以下、CSF）は、養豚農場等において発生が継続し、また、野生イノシシにおいては本州および四国、九州で感染が拡大している。

アフリカ豚熱（以下、ASF）は、CSF より病原性が強く致死率が高い疾病であり、海外で発生が拡大しており、国内への侵入リスクが非常に高い状況にある。

このような状況の中、養豚農場等での CSF および ASF 発生を防止するためには、野生イノシシでの感染拡大を防ぐとともに、野生イノシシの CSF および ASF 感染確認検査による県内の浸潤状況把握が重要であることから、有害捕獲により捕獲されたイノシシ個体について血液サンプルの提出をお願いするものである。

(2) 対象

対象は、県内で市町事業の有害捕獲により捕獲されたイノシシ個体の血液サンプルとする。

※有害捕獲事業外の個体、狩猟により捕獲された個体は対象外とする。

※同腹の若齢個体が複数捕獲された場合は、そのうち1頭のみを対象とする。

(3) 提出の手順

血液サンプルを提出するにあたっては、以下の手順に従う。

① 捕獲した対象イノシシの血液を回収

- ・頸部あるいは腋窩（わきの下）切開などにより、配布された容器に十分量の血液（10～40 ml）を回収する。
- ・容器はしっかりフタを閉め、二重で袋に密閉する。

② 記録の実施

- ・捕獲個体にマーキング（記録番号は各市町から割当された番号に従う。）
- ・捕獲個体と血液サンプルが映るように写真を撮影する。
- ・検査記録票に必要事項を記入する。
- ・容器と外側の袋に記録番号を記入する。

③ 個体の適切な処理

- ・各市町により指定された方法（焼却、埋設等）に従い、適切に処理する。

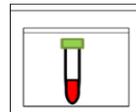
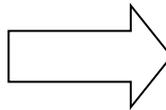
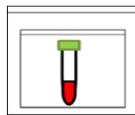
④ ストックポイントに、血液サンプルおよび検査記録票を提出

- ・血液サンプル等の提出は基本的に平日の8:30～17:15 までとする（その他、提出先の担当課の指示に従うこと）。
- ・採材後は、速やかに提出する。提出までは冷蔵で保管する。

【ストックポイント】 ※容器等の資材は、各市町に配布

高島市	: 高島市農村整備課 (高島市新旭町北畑 565)
長浜市	: 長浜市農業振興課 (長浜市八幡東町 632) 北部振興局 (長浜市木之本町木之本 1757-2)
米原市	: 米原市まち保全課 (山東支所) (米原市長岡 1206)
彦根市	: 彦根市農林水産課 (彦根市元町 4-2)
東近江市	: 東近江市林業振興課 (東近江市八日市緑町 10-5)
多賀町	: 多賀町産業観光課 (犬上郡多賀町多賀 324)
愛荘町	: 愛荘町農林振興課 本庁舎 (旧愛知川庁舎) (愛知郡愛荘町愛知川 72 番地)
甲良町	: 甲良町産業課 (犬上郡甲良町在土 353-1)
近江八幡市	: 近江八幡市農業振興課 (安土庁舎) (近江八幡市安土町小中 1 番地 8)
日野町	: 日野町農林課 (蒲生郡日野町河原一丁目 1 番地)
竜王町	: 竜王町農業振興課 (蒲生郡竜王町大字小口 3 番地)
甲賀市	: 甲賀市林業振興課 (甲賀市水口町水口 6053 番地)
湖南市	: 湖南市農林振興課 (湖南市中央一丁目 1 番地)
大津市	: 大津市農林水産課 (大津市御陵町 3-1)
栗東市	: 栗東市農林課 (栗東市安養寺一丁目 13 番 33 号)
野洲市	: 野洲市農林水産課 (野洲市小篠原 2100 番地 1)

※ 豊郷町、草津市、守山市内で有害捕獲された個体の場合は、個別対応します。



捕獲現場 (作業①～③)

ストックポイント (作業④)

※ 血液サンプルは県家畜保健衛生所が定期的に回収、検査する。

(4) その他

- ・ 捕獲や採材等の作業は、ウイルスの拡散リスクがあることから、「交差汚染防止措置に係る衛生マニュアル」等に従い、措置を徹底すること。
- ・ 当該作業は鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に基づく確認作業とは別であり、捕獲確認等は「鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における捕獲確認マニュアル」や市町担当課の指示等に従うこと。
- ・ 血液サンプルを提出した個体はジビエ利用しないこと。
- ・ 配布された容器以外での持ち込み、容器の破損、検体漏れや腐敗、血液量の不足(10ml以下)等により検査できないと判断された場合は、検査促進費支払い対象外となることに注意すること。

★発生およびまん延防止を防ぐため、御協力をお願いいたします★

- イノシシの検査結果
- 「交差汚染防止措置に係る衛生マニュアル」については、滋賀県ホームページに掲載しています。

滋賀県/県民の方/しごと・産業・観光/畜産業/野生イノシシにおける豚熱対策

こちらのQRコードからご確認いただけます⇒



【ウイルスの拡散防止】

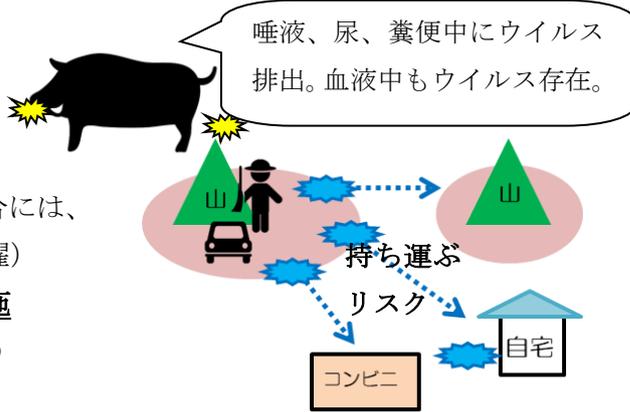
作業による拡散を防ぐためには

・防護服、手袋等の着用

(夏場など防護服の着用が困難な場合には、作業後速やかに作業着を脱衣し洗濯)

・作業後の洗浄および消毒の実施

作業着、器具等は洗浄や消毒を行う



※山に入ったら、ウイルスが付着していると考えて、

着替えや洗浄・消毒なしに寄り道をしないなどご注意ください。

【検体採材時の注意事項】

① 配布した容器に血液を 10~40ml 採材

② 汚染防止対策の徹底

漏らさないよう必ず二重にした袋に入れる

複数の検体をまとめない

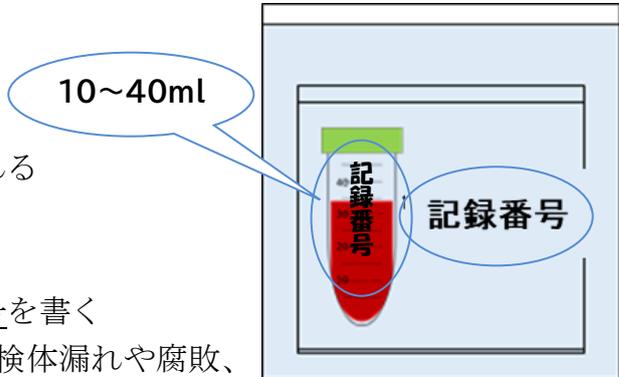
容器外側の血液は除去し、消毒する

③ 容器と外側袋両方に、マジックで記録番号を書く

※配布容器以外での持ち込み、容器の破損、検体漏れや腐敗、

血液量の不足等により検査できないと判断された場合は、

検査促進費支払い対象外となります。



【(参考) 検体の消毒】

